青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和５年３月　作成
令和７年３月　変更

青森県、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

第１章　基本計画について

１　計画策定の趣旨

本県では、「消費者起点」に立ち、「水」、「土」、「人」の３つの基盤の下に、安全・安心で高品質な県産品づくりを徹底しながら、強力に売り込んでいく「攻めの農林水産業」に取り組んでいます。その中で、消費者が求める安全・安心で良質な農産物を安定的に生産・供給できる産地体制を強化するため、全ての生産者が農業生産の基本である「健康な土づくり」に取り組むことを目指す第３期「『日本一健康な土づくり』推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を令和４年３月に策定したところです。

推進プランにおいては、環境負荷の低減に向け、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境保全型農業や有機農業を推進することとしています。こうした取組は、現下の原油や原材料の価格高騰に対応し、足腰の強い農林水産業の経営環境づくりにも寄与するものです。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林水産業の持続的発展等を確保する観点から、令和３年５月にみどりの食料システム戦略が策定されました。さらに、令和４年には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号））が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところです。

本計画は、同基本方針に基づき、推進プランが目指す施策の方向性を踏まえつつ、本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指し、県と市町村が共同で策定するものです。

２　計画の位置づけ

（１）計画の策定主体

本計画は、みどりの食料システム法第 16 条第１項に規定する基本計画として、県及び県内全市町村が共同で策定するものです。

（２）関連する主な計画等の概要

■　日本一健康な土づくり推進プラン
　　計画期間：令和４年度から令和８年度
■　青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
　　（平成 29 年５月改正）
■　青森県地球温暖化対策推進計画
　　計画期間：平成 30 年から令和 12 年
■　青森県特別栽培農産物認証要綱
　　（令和３年２月改正）

３　計画の期間

計画の対象期間は、令和５年度（2023 年度）から令和９年度（2028 年度）までの５年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

第２章　環境負荷低減事業活動等の促進に関する事項

１　環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷の低減に関する目標は、次のとおりとします。

指標	基準（令和２年度）	目標（令和８年度）
低成分肥料の活用数量　※1	2,223 トン	2,400 トン
堆肥センター等利用率　※2	56.6%	70%
青森県特別栽培農産物の取組面積※2	450ha	700ha
有機農業の取組面積　※2	533ha	900ha
環境保全型農業直接支払制度の取組面積　※3	815ha	1,200ha
青森県特別栽培農産物や有機農業などの「健康な土づくり」に関連する取組の認知度　※4	78%	80%
エコ農産物販売協力店数　※4	150 店 （令和 3 年度）	170 店

【※1　「日本一健康な土づくり推進プラン」27Ｐ参照】
　　低成分肥料とは、窒素に対してりん酸やカリの成分量が低いもの
【※2　「日本一健康な土づくり推進プラン」28Ｐ参照】
【※3　「日本一健康な土づくり推進プラン」29Ｐ参照】
【※4　「日本一健康な土づくり推進プラン」30Ｐ参照】

２　環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（１）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動（１号活動）

次世代につながる持続可能な農業の実現に向けて、有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第２条に規定する有機農業をいう。）の取組、化学肥料や化学農薬の使用量を慣行の５割以上低減する特別栽培の取組及び持続性の高い農業生産方式の導入に取り組みます。

取組に当たっては「土づくり」、「化学肥料削減技術」、「化学農薬削減技術」についてそれぞれ実践するものとし、必要に応じて「日本一健康な土づくり推進プラン」、

「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」、「青森県特別栽培農産物認証要綱」を参考に推進します。

【具体的な取組例】

① 土壌診断に基づく適正施肥の実施
- 土壌診断に基づく肥料のコスト低減や低成分肥料の活用

【「日本一健康な土づくり推進プラン」16Ｐ参照】

② ＩＣＴ機器やアプリなどの新技術の活用促進
- 簡易土壌診断機器やタブレットなどのＩＣＴ機器の活用
- 「青天ナビ」の「タンパクマップ」などの施肥管理アプリの活用
- 「施肥なび」の活用
- ドローンによる追肥や局所施肥技術などの活用

【「日本一健康な土づくり推進プラン」18Ｐ参照】

③ 有機質資材の活用促進
- ペレット堆肥や指定混合肥料（堆肥＋化学肥料）の利用
- 耕畜連携による家畜排せつ物の堆肥としての利用の促進

【「日本一健康な土づくり推進プラン」19Ｐ参照】

④ 輪作や緑肥作物等の導入拡大
- 輪作や緑肥作物導入、深耕などの基本技術の実施

【「日本一健康な土づくり推進プラン」19P 参照】

⑤ 発生予察に基づく適期防除の実施

【「日本一健康な土づくり推進プラン」23P 参照】

⑥ ＩＰＭ実践指標等の活用

【「日本一健康な土づくり推進プラン」23Ｐ参照】

⑦ 生産部会単位での栽培暦の見直し・実践

（２）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（２号活動）

生産現場における省エネルギー型機械・設備の導入、バイオマス等再生可能エネルギーや環境制御システムの利活用など、収益性を確保しながら温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を推進します。

【具体的な取組例】

① 施設園芸における省エネルギー化
② 農業機械の省エネルギー化
③ 林業における省エネルギー化
④ 特用林産物生産における省エネルギー化
⑤ 漁業における省エネルギー化
⑥ 家畜排せつ物管理方法の変更
⑦ 放牧の実施

⑧　アミノ酸バランス改善飼料の給餌
⑨　脂肪酸カルシウム等牛のゲップに由来するメタン排出量を削減する飼料の給与
【青森県地球温暖化対策推進計画　57P、96P 参照】

（３）別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（３号活動）

その他､みどりの食料システム法施行規則第１条第１項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動のうち､以下の取組を推進します。

【具体的な取組例】
①　水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
②　環境負荷低減型飼料の給与
③　養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制
④　バイオ炭の農地施用
⑤　生分解性マルチの利用
⑥　プラスチック被覆肥料の代替技術の導入

３　特定区域の設定

別紙のとおり

４　環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

（１）新品種の育成・普及

（地独）青森県産業技術センターにおいて、化学農薬の低減に資する病害虫抵抗性を備え、かつ、生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で栽培しやすい県独自品種（品目：水稲、ながいも、りんご、特産果樹（おうとう等））を育成し、関係機関・団体と連携しながら普及拡大を図ります。

（２）堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりに必要な堆肥について、県内の畜産農家や農業者団体等と連携しつつ、需給のマッチングに努めます。特に耕種農家のニーズに的確に対応する観点から、完熟化、ペレット化、化学肥料とのブレンドなど堆肥の高品質化を図ります。

（３）スマート農業技術の活用

スマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与します。このため、生産工程をデータで「見える化」し、生産管理手法の改善を図るなど、スマート農業技術の活用を進めます。

５　環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

農林漁業者自らの情報発信や消費者との相互理解を促進するほか、流通・販売事業者や協力店等との連携を促すネットワークづくりを進め、プラットフォームを構築していきます。

（１）農業者による情報発信の取組拡大

「健康な土づくり」や環境にやさしい農業の取組により生産された農産物が消費者、流通関係者等から信頼され、優先的に選んでもらうために、農業者自らが積極的に情報発信を行うための支援を実施していきます。

【「日本一健康な土づくり推進プラン」24P～25Ｐ参照】

（２）消費者向けの情報発信の強化

健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業、ＧＡＰなどの取組について消費者への浸透を図るため、農業者、消費者、流通・販売事業者による情報共有のためのネットワークづくりを進めていきます。

また、ＳＤＧｓに係る取組と関連付けて、県内外の消費者や流通・販売事業者に対して、環境にやさしい農業などの取組をＰＲしていきます。

【「日本一健康な土づくり推進プラン」25P～26Ｐ参照】

６　その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県及び市町村が連携して特定区域の設定に努めるなど、地域のモデル的な取組事例の創出、横展開に向けて取り組むとともに、農林漁業者や関係団体、農林水産物販売業者、消費者が連携して環境負荷低減事業活動に取り組むことができるよう、施策の周知や活用促進に努めます。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、環境保全にもつながる農業生産工程管理（ＧＡＰ）を推進するなど、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとします。

（別紙）

特定区域の区域及び事業活動の内容（黒石市）

１．特定区域の区域

（１）区域

黒石市全域

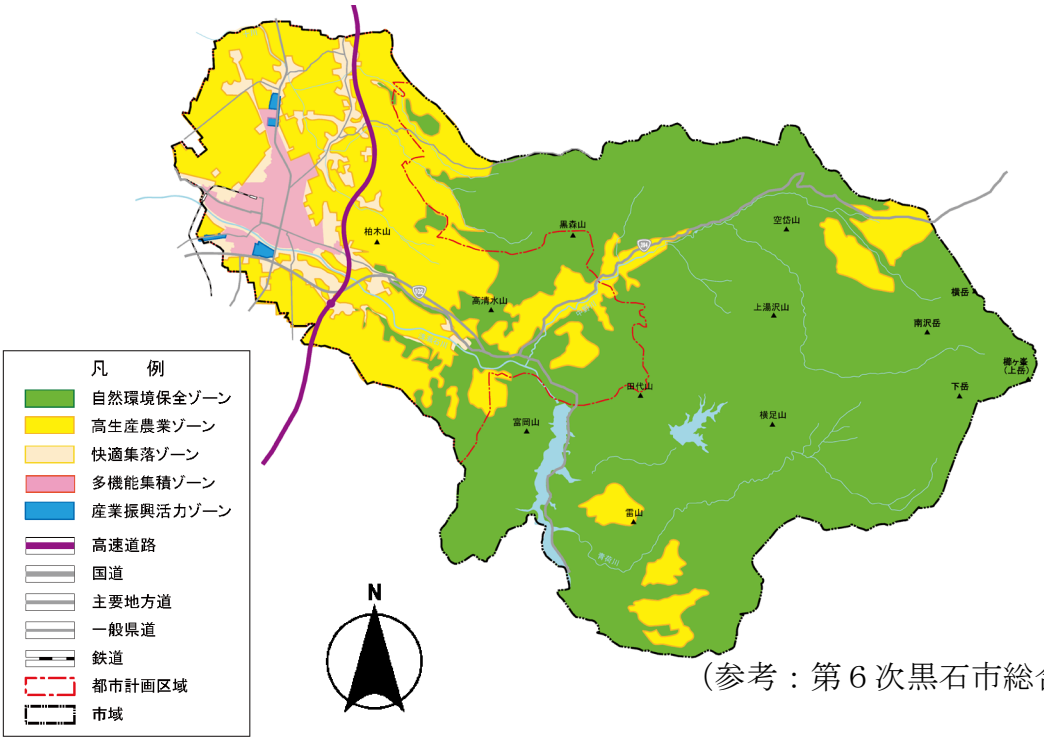

（参考：第６次黒石市総合計画）

（２）当該区域の特性及び区域設定の理由

黒石市は、青森県の中央部、津軽平野の東南部に位置し、平野部では稲作、中山間部では果樹、高冷地では野菜が生産されています。その地形上、山間部からは八甲田連峰のミネラル豊富な伏流水が流れており、有機農業に取り組むために欠かせない水資源が豊富に存在しています。

近年は所得向上を目的に、黒石ブランドの確立を掲げ、寿司専米「ムツニシキ」の栽培や、高所得農産物の確立に向け、シャインマスカット等の高級ぶどうやハウス栽培メロン「黄美香」の実証、販売に力を入れています。

また、より安心安全な有機農業等により生産された農産物のニーズが高まり、環境と健康に配慮した農業生産が求められています。

有機農業においては、高冷地ではこれまでも特別栽培認証基準に至らないものの化学肥料や化学合成農薬の使用回数を抑えた栽培に取り組まれており、一部の農業者では付加価値販売の模索が行われています。農産物の有機ＪＡＳ認証の取得は国内にはとどまらず国外の販売にも非常に大きなネームバリューがあり、市では有機農業の推進体制をいち早く整備するため、令和元年に「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に登録していま

す。

当時、有機農業の担い手は農業法人１社のみでしたが、国が示した「みどりの食料システム戦略」に感化され、令和３年９月に「くろいし有機農業推進協議会」を設立し、水稲、露地野菜の生産に取り組む経営体を中心に有機農業への理解醸成や実践研修に取り組み、令和５年３月にはオーガニックビレッジ宣言を行っています。

さらには、県内商業施設において環境にやさしい農業により生産した農産物の試験販売を行ってきた結果、今年度、新たに１名の有機農業実践者と数名の有機農業転換意向者の増加につながっています。

しかし、有機農業では、取組により増大する労働量や規格外品、販路の確保、担い手の育成といった課題があり、慣行栽培よりも病害虫による被害のリスクが高く、また、栽培技術のハードルも高いことから、農業者からは、作業量増加により労働時間の確保が困難なこと、販路が不透明であること、他の農業者のほ場からの農薬の飛散及び自身のほ場から万が一発生した病害虫が拡散し、周辺の農業者に迷惑をかけるのではないかという声があり、不安感が実践における足かせとなっています。

これらの課題を解決するため、有機農業の普及に向けた技術支援による担い手の育成と食育活動を通した消費者側の有機農産物に対する意識改革、需要に沿った有機栽培の促進、販路の確保等の取組を行うと同時に黒石ブランド農産物の有機化に取り組み、特色のある有機農業（有機の郷）を目指すこととしています。

２．特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（１）活動類型

有機農業の生産活動

（２）特定環境負荷低減事業活動の内容

特色ある有機農業（有機の郷）の実現に向け、生産面では、（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所や民間企業と連携し、水稲や露地野菜におけるスマート農業を活用した有機農業の栽培技術の実証や成果の普及を行い、栽培技術の確立を図るとともに、有機農業の技術継承のため、新規参入者に向けた研修会の実施、有機ＪＡＳ認証取得に向けた支援を行います。

また、流通・消費の面では、県内の商業施設における有機農産物コーナーや産地直送のＥＣサイト、輸出などに向けて、有機農産物を共同で出荷するとともに、市内の小学校給食への有機食材の提供を通し、地域内の次世代への有機農産物に対する理解醸成を図ることで、地域を「有機の郷くろいし」としてブランド化を図っていきます。